

緊急用発電機を使う場合の安全対策

(出典：予防規程（細則） 2-8、第2)

1 緊急用発電機を使用できる条件

- (1) 震災時等の緊急活動、復旧活動等のために自動車等に燃料提供する必要がある場合で、震災等の被害により固定給油設備等が使用できなくなった場合に限り、緊急用発電機を使用する。
- (2) 所長が、緊急点検及び施設再開の可否判断により、安全上支障がないと判断した場合に限り、緊急用発電機を使用する。

2 緊急用発電機の使用場所の選定

- (1) 緊急用発電機を所長があらかじめ定めた安全に使用できる場所に設定をする。

なお、次の場所への設定は避ける（下図参照）。

ア 給油空地及び注油空地

イ 給油空地への車両導入路

ウ 専用タンクの注入口から3m以内の部分

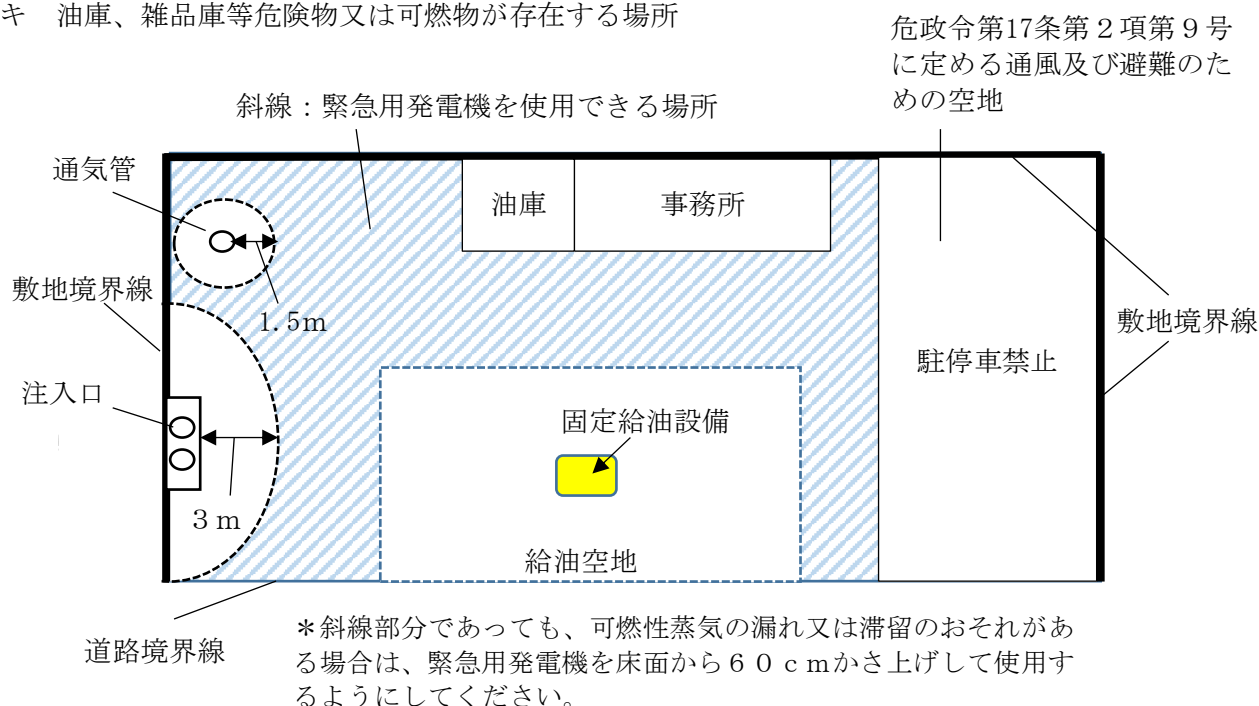
エ 専用タンクの通気管の先端から水平距離1.5m以内の部分

オ 危政令第17条第2項第9号に定める通風及び避難のための空地*

*危政令第17条第2項第9号に定める通風及び避難のための空地とは、危規則第25条の8に定める空地のことであり、地盤面に「駐停車禁止」と黄色の文字による表示がある。

カ 可燃性蒸気が漏れ、又は滞留するおそれのある場所

キ 油庫、雑品庫等危険物又は可燃物が存在する場所



緊急用発電機の使用場所の例

(2) 緊急用発電機を屋内に設置する場合は、排気を屋外に排出することができる設備等を有する室内とする。

3 緊急用発電機を使用する場合の安全対策

(1) 緊急用発電機は、本体を接地する。

(2) 緊急用発電機の始動前に、周囲に危険物、可燃性蒸気、可燃物等がないことを確認する。

(3) 緊急用発電機に燃料を補給する場合は、当該発電機の運転を停止する。

(4) 緊急用発電機の電源ケーブルは2本以上のケーブルを延長接続して使用しない。